

社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドラインの概要

1 目的

- 社会福祉施設等における高齢者や障がい者、児童等の入所者や利用者等の安全の確保を図るため、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保の観点から、社会福祉施設等の設置者が取り組むべき防犯対策の点検項目を具体的に示すこと。

2 位置付け

- 社会福祉施設等全般に共通する内容として、現段階で必要と考えられる点検項目を提示するもの。
- 各社会福祉施設等では、施設の実情に応じた点検項目を設定の上、チェックリストを作成し、早急に防犯点検と必要な対策を講じる。

★ 留意事項

- 「地域と一体となった開かれた施設」と「防犯対策が施された施設」の両立を図るためには、これまで以上に地域交流活動に積極的に取り組むことが大切であり、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が生じることのないよう留意すること。
- 企図的な不審者の侵入など様々なリスクを認識した対策を検討すること。

3 点検項目（主なもの）

(1) 日常の対応

① 所内体制と職員の共通理解

- 企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図ること。
- 防犯に係る職員の役割分担を明確にし、それぞれが協力して安全の確保に当たること。
- 夜間、イベント開催時など職員体制が手薄な場合の安全確保体制に留意すること。
- 防犯講習や防犯訓練等を定期的実施すること。
- 万一の場合の避難経路、避難場所、緊急連絡網をあらかじめ定め、職員に周知すること。

② 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

③ 施設等と利用者の家族の取組み

④ 地域との協同による防犯意識の醸成

- 地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行うこと。
- 地域イベント等に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めておくこと。

⑤ 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 可能な経費の範囲において、施設・設備面の対策を講じること。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認すること。

⑥ 施設開放・施設外活動時・利用者の来所・帰宅時の安全確保

- 施設外での諸活動時・来所及び退所時の連絡受領体制を確保しておくこと。
- 施設外での諸活動時には、責任者を設定し、確実な状況把握に努めること。
- 施設開放時の安全確保対策を講じること。

(2) 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

① 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 不審者等の情報が入った場合に、必要な措置をとる体制を整備すること。

② 不審者が立ち上がった場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 不審者が立ち上がった場合に備え、必要な措置をとる体制を整備すること。

☆チェックリスト……自己点検用に上記点検項目をリスト化